

令和2年第6回那須烏山市議会9月定例会（第6日）

令和2年9月15日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時18分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	久保居光一郎
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長	高 田 勝
学校教育課長	神 野 久 志
生涯学習課長	菊 池 義 夫
代表監査委員	瀧 田 晴 夫

◎事務局職員出席者

事務局長	大 谷 啓 夫
書 記	藤 田 真 弓
書 記	菅 俣 紀 彦

○議事日程

日程 第 1 認定第 1号～認定第 8号 那須烏山市決算の認定について

※ 委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 2 請願書等審査結果の報告について（議長報告）

日程 第 3 意見書案第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいま出席している議員は16名であります。8番滝口貴史議員から、欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開き、日程を追加いたしました。内容は、お手元に配付した議事日程のとおりであります。

◎日程第1 認定第1号～認定第8号 那須烏山市決算の認定について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 認定第1号 令和元年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第8号 令和元年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてまで決算認定8議案を議題といたします。

本件は、去る9月7日の本会議において、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託しております。各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、認定第1号、第2号、第4号及び第5号の所管事項について、総務企画常任委員会委員長相馬正典議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長相馬正典議員。

[総務企画常任委員会委員長 相馬正典 登壇]

○総務企画常任委員会委員長（相馬正典） 総務企画常任委員長の相馬でございます。私のほうから報告させていただきます。

令和2年9月1日の本会議において提案され、同月7日に本委員会に付託された総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の令和元年度那須烏山市の一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、9月8日及び9日の2日間にわたり、第一委員会室において総務企画常任委員会の委員5名全員と、説明員として会計管理者及び関係課・局長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

まず、各課局共通事項。コロナ禍における新しい生活様式に対応するためにも、時代に合わせた情報通信技術を積極的に活用し、事務の利便性向上や効率化、市民サービスの向上に取り組みたい。

総合政策課。ふるさと応援寄附金は、件数、金額ともに前年度比で増加している。今後も地域の特色ある返礼品の拡充を図り、寄附の増加に向けさらに努力をされたい。

第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和元年度で終了したが、第2期の取組に当たっては、毎年度、重要業績評価指数（K P I）の目標値を意識して事業を実施し、目的を確実に達成できるよう努められたい。

まちづくり課。現在、策定を進めている地域公共交通網形成計画において、デマンド交通や市営バス等の市公共交通機関へのキャッシュレス決済の導入等も検討されたい。

地域おこし協力隊の採用に当たっては、隊員の目標や意向と活動内容とのマッチングを十分に行うとともに、地域活性化等の成果を上げ、本市に定住できるようにするため、行政と地域住民が一体となるような、隊員の受入れ・サポート体制を構築されたい。

総務課。計画的な職員研修の実施により人材育成に努めているが、情報通信技術の急速な進化や時代の変化に的確に対応し、効果的・効率的に事務を執行するため、さらにICTリテラシーを向上させる研修の実施も検討されたい。

未利用財産は、市民共有の財産であることから、将来の利用可能性等も踏まえた上で、公平、公正で透明性のある利活用に取り組まれたい。

新たな防災情報伝達システム「防災 I n f o なすからすやま」の運用を開始したが、登録者が少ない状況にあるため、登録者を増やすよう、様々な機会を捉えて周知するとともに、利用者の多いLINE等の活用も視野に入れ、市内における防災情報網の人口カバー率向上を図られたい。

税務課。市県民税や国民健康保険税の徴収率は県内上位にあるものの、固定資産税滞納繰越分における大口滞納により、市税合計の徴収率は著しく低い状況であるため、市民に不信感や不公平感を与えないよう、徹底した滞納整理を行い、徴収率向上に努められたい。

また、時代のニーズに合わせ、キャッシュレス決済による納付方法の充実を図られたい。

以上をもって、総務企画常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（久保居光一郎） 次に、認定第1号から認定第5号までの所管事項について、文教福祉常任委員会委員長矢板清枝議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長矢板清枝議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 矢板清枝 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（矢板清枝） それでは、文教福祉常任委員会の決算審査結果報告を申し上げます。

令和2年9月1日の本会議において提案され、同月7日に本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課及び生涯学習課の令和元年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月8日及び9日の2日間にわたり、第二委員会室において、文教福祉常任委員会の委員6名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重

な審査を行いました。その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

市民課。市民と接する機会が多い課であることを自覚し、来庁者対応や接遇向上に心がけていることを評価する。さらに市役所の顔として、今後も全職員の模範となるよう、接遇向上に努められたい。

マイナンバーカードに関する市民からの問合せ等に対して、丁寧な対応を行い、制度の普及啓発、交付に努められたい。

健康福祉課。健康マイレージ事業の参加者が前年度に比べ減少しているが、健康増進を推進するためには、参加者を積極的に増やす工夫が必要と感じられるため、魅力ある景品の検討や周知等を図られたい。

インターネットを利用した予約システムの導入などにより、がん検診の受診者は、前年度に比べると増加しているが、受診率は依然として低い。集団健診受診の際に、自己負担はあるが、できるだけがん検診も受診し、がんの早期発見・早期治療につながるよう、さらなる周知に努められたい。

こども課。にこにこ保育園は浸水想定区域にあり、有事の際は危険であるため、つくし幼稚園との統合・再編について速やかに進められたい。

若者交流事業は、各種団体に補助金を出すだけでなく、広く交流できるよう、市が直接、民間企業に働きかけ、協力して開催するなど、出会いの場づくり、きっかけづくりを推進されたい。

学校教育課。中学生海外派遣事業は、国際的な視野の拡大と、国際協調の精神を養うという目的を実現するため、希望者が多く出ることが望ましい。さらに英語力を高める充実した指導を行うよう、意識を高められたい。また、本市からの派遣のみならず、メノモニー市からの来訪は、派遣以上の波及効果が見込まれると思われるため、相互交流できるよう調整されたい。

スーパーティーチャー育成推進事業を実施してきたことによって、小学校は全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る成果が出てきているため、将来に向け、さらに成果が出るよう、教員の意識改革、授業の力量が上がるよう努められたい。

生涯学習課。図書館事業については、学校や保育園、幼稚園と協力し、利用が増えるような取組や施策などを指定管理者自ら提案できるよう、運営指導を図られたい。

長者ケ平官衙遺跡や烏山城跡などの、市民が誇れるような貴重な文化財が本市にはあるため、関係課と協力し、森林環境譲与税等の助成を活用して案内板を作成するなど、市内外に情報発信し、周知されたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（久保居光一郎） 次に、認定第1号及び認定第6号から認定第8号までの所管事項について、経済建設常任委員会副委員長堀江清一議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会副委員長堀江清一議員。

〔経済建設常任委員会副委員長 堀江清一 登壇〕

○経済建設常任委員会副委員長（堀江清一） 滝口委員長が欠席のため、代わって副委員長であります堀江が審査結果報告をいたします。

令和2年9月1日の本会議において提案され、同月7日に本委員会に付託された農政課、商工観光課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の令和元年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、9月8日及び9日の2日間にわたり、議員控室と、令和元年度に実施した農政課、都市建設課の工事等について現地調査を行い、経済建設常任委員会の委員5名と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。その結果、一部反対意見はあったものの、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

まず、農政課。なすからブランド認証制度に登録された農産物の活用について、地元の生産者や販売者と連携を図りながら、6次産業化や付加価値向上対策等を踏まえた「戦略」を持って取組を推進されたい。

都市農村交流について、豊島区との交流事業を通じて、本市の魅力を体感してもらうだけでなく、農産物を活用した様々な交流が図れるよう、事業の見直しを検討されたい。

八溝そばについて、ブランド化の推進に向け、生産拡大と安定供給が図れるよう、生産農家のより一層の支援に努められたい。

空き家等情報バンク制度に登録してある農地付物件について、新規就農の支援や遊休農地の解消を図るとともに、定住・移住を促進できるよう、関係各課と連携し、制度の周知及び活用に努められたい。

商工観光課。なすからブランド認証制度について、商品開発にこだわらず、地場産品の中でも優れた商品の掘り起こしを行い、付加価値の向上及び販路拡大の支援に努められたい。

観光協会の機能強化について、「経営改善、運営体制及び機能強化に必要な抜本的見直しに向けた改善勧告」に基づき、全体的な改善に向けた取組が進められており、今後もこれまでの観光協会とは異なる新たな改革や自立に向けた支援に努められたい。

山あげ祭実行委員会について、市内外の事業者には協賛金を募集し、交付金に頼らない運営に向けて指示するとともに、山あげ祭を通じて交流人口の増加や経済効果を高める取組が図れるよう支援されたい。

都市建設課。ふれあいの道づくり事業について、地域住民のニーズに応えるためにも、必要な予算を確保し、地域住民と協力を図りながら、より一層の生活道路の環境向上に努められたい。

市道等の維持管理について、人員や機材の充実を図るとともに、地域住民と連携し、危険箇所への把握に努め、利用者の安全確保のために道路環境整備を推進されたい。

橋梁等の維持管理について、令和元年度に策定した道路施設長寿命化修繕計画に基づき、有利な補助金等を活用し、財源の確保に努められたい。

最後に、上下水道課。水道事業について、市民生活の根幹をなす重要なライフラインであり、市民に安心・安全な水の供給を図るためにも、技術者の確保や技能の継承に努められたい。

水道事業の有収率は64.51%と低位であり、令和元年度に策定した水道管路更新計画に基づき、老朽化した管路の更新を図り、有収率の向上に努められたい。

下水道事業について、烏山中央処理区の水洗化率が37.79%と漸増傾向にあり、担当課の普及啓発の努力は見られるが、南那須処理区91.17%、興野地区87.25%と比較すると、格差がある。さらなる水洗化率の向上が図れるよう、下水道の加入促進に努めるとともに、区域外においては、今後も合併浄化槽の普及啓発を図り、環境整備の向上に努められたい。

以上をもって、経済建設常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第8号までについて討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。ただいま上程されております令和元年度決算認定第1号から認定第8号までの8議案のうち、認定第1号 令和元年度那須烏山市一般会計、認定第2号 令和元年度国民健康保険特別会計、認定第4号 令和元年度後期高齢者医療特別会計、認定第5号 令和元年度介護保険特別会計の4議案につきましては、公正で

民主的な、市民が主人公の市政を目指す立場から、行政のさらなる努力と改善を期待しまして、反対討論を行います。

さらに、認定第3号、認定第6号、認定第7号、認定第8号につきましても、昨年10月から消費税10%増税に伴う決算内容となっており、この認定についても反対いたします。

令和元年度の市の一般会計は、歳入で123億8,801万5,041円で、歳出は118億102万4,507円であります。

まず、歳入の面では、この中に収入未済額が21億9,813万2,754円あります。実に調定額の15%に達する値であります。もちろん収入未済額の中には、昨年の台風災害復旧の、国・県の支出金が翌年度に多額に繰り越されておりますが、市税関係におきましては、5億2,916万1,801円あり、そのうち固定資産税が91.2%を占めております。市税の固定資産税の大口滞納問題をはじめ、税金の収納対策にはさらなる努力を期待するものであります。

深刻な不況、経済低迷の下で税収が伸びない中、行政運営に当たっては、単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で、行財政執行に必要な補助金・負担金を国に強く求めていただきたいと思います。

平成30年3月に、平成30年度から5年間のまちづくりの指針となる第2次本市総合計画が策定され、ただいま実施されております。5年後の令和4年度までの目指すべき将来像として、地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、市民と向き合う全員参加のまちづくり、厳しい財政状況の立て直し、広域的な自治体間の連携強化の3本柱を意識して、各種施策に取り組んでいくというものであります。

令和元年度は、第2次総合計画の2年目に当たり、市民各位の御理解と御努力の下に執行されたものであります。また、令和元年度は、地方創生に向け、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度として、4つの基本目標の下に各種事業に取り組まれたところであります。

しかし、本市が消滅可能性自治体として挙げられているのにもかかわらず、この課題に対する危機感をどのように克服していったらいいのか、企画力、実践力がまだまだ市民には伝わってまいりません。本市がこれからどうして生きていくのか、本市行政の総力を挙げたオール那須烏山市民体制の知恵と力を結集して、将来の那須烏山市のあるべき姿を示し、未来ある那須烏山づくりを進める必要があります。本市の地方創生の取組の本気度を期待するものであります。

本市の合併特例債の令和元年度までの発行状況は91億4,040万円に達し、今後の発行可能残高は15億2,810万円となっております。さらに、合併算定替により平成28年度から5か年で約5億円、地方交付税が減額されることになっております。このような財政状況

の下で、本市の大規模事業につきましても集中と選択、優先順位を明確にして取り組む必要があります。将来の本市の借金と禍根を残さないために、改めて改善を求めるものであります。

市民に情報を公開し、行政責任、行政のリーダーシップを発揮し、本市の将来を見据えた方針を立て、文字どおり市民の知恵と協働のまちづくりを進めるよう期待するものであります。

歳出の面では、令和元年度第2次市総合計画の2年目で、及び本市まち・ひと・しごと創生総合戦略として、1、定住促進を促すまち戦略、2、快適・便利なまちづくり戦略、3、健康・子育てのまち戦略、4、教育と文化のまち戦略を展開し、厳しい財政状況の下で各種事業が進められたところであります。

定住促進は、その前提となる若者の雇用拡大が必要であります。全市を挙げて産業振興に取り組まれ、地元企業と一体となって進めていただきたいと思います。特に、定住促進や空き家対策等の推進につきましては、条例を制定し、受入れ体制を整えていただきたいと思います。さらに、各会計への繰入金についても、高く払い切れない国保税軽減のために、一般会計からの繰入れをお願いするものであります。さらに、後期高齢者医療保険、介護保険等につきましても、一般会計からの繰入れを図るよう、求めるものであります。さらに、国・県への助成を強く求めていただきたいと思います。

依然として行財政運営は厳しさを増す中で、行財政執行に当たっては、無駄をなくし、効率的な財政執行を図るよう、まちづくりについては、住民が主人公、市民の願いと要求に応えるまちづくりを進めていただきたいと思います。

安倍内閣の下で財界主導の構造改革路線が行われてまいりました。社会保障が削られ、労働法制の改悪など、ますます都市と地方の格差が広がっております。そして、法人税を減税する一方で、社会保障の財源のためと言いながら、消費税10%増税を昨年10月から強行実施しております。消費税は、低所得者ほど負担の重い最悪の不公平税制であり、現在コロナ禍の中であって、国民生活も日本経済も大変な状況にあります。消費税は当面5%に削減し、将来はなくすべきであります。

このような中、本市の市民生活と商工業を守る体制を強めていただきたいと思います。

農業の分野でも、国のTPP、FTAの推進の中、地域農業が存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めるよう求めるものであります。本市独自の農政・営農集団が育成され、中山間の農業を守り、所得補償、価格補償、生産者の経営が成り立つ、後継者が育つ農業行政を要望いたします。また、各種団体への補助金・交付金の中でも活動実態の見えないものがあり、改善を求めるものであります。

行財政改革は、歳入を増やし、歳出をカットして、住民サービスの向上のために行うのが真の行政改革であります。税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをされている市民生活を思い、

市当局も議会も襟を正し、市民の負託に応えるよう、改めて求めるものであります。行財政運営・執行に当たりましては、住民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリ化を打破し、無駄のない、市民に信頼される行財政執行を求め、一般会計の反対討論のまとめといたします。

次に、認定第2号 令和元年度国民健康保険特別会計につきましては、日本国憲法と社会保障の一環として、市民の命と健康を守る立場から、国保事業を充実させる立場で反対討論を行います。

平成30年度に国民健康保険の財政運営主体が市町村から県に移行になりました。その初年度として、県が示した標準保険税率に基づき、本市の保険税率は引下げが行われましたが、医療給付に対する国庫負担の大幅な削減、度重なる国の医療改悪の下、不況やリストラ、所得を減らしている市民、納税者が耐え切れず、徴収が大変な状況にあります。このような中、令和元年度の国保税の収入未済額は1億724万2,980円となっており、実に調定額の13.66%に達しております。抜本的な解決を求めます。

本市の滞納者数は、令和2年5月31日現在では324世帯。滞納繰越では267世帯となっており、本年8月1日現在の資格者証の発行は23世帯、短期保険証は145世帯にも達しております。命に関わる国保事業、保険証は、資格者証ではなく、全世帯に保険証の交付を求めるものであります。憲法に基づく社会保障皆保険として、低所得者を中心とした保険事業でありますので、資格者証の発行による保険証取上げはやめるべきであります。

本来の国保事業を立て直す立場から、第1に、国保事業について国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻させる強い働きかけが必要であります。

第2に、国保事業が命に関わる最も重要な福祉事業でありますから、一般会計からの繰入れを図り、納税者の負担軽減に努めていただきたい。

第3に、疾病の予防強化を図り、早期発見・早期治療に積極的に取り組まれるよう求めるものであります。

第4に、国の制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国保事業に取り組む立場から、憲法と社会保障制度に基づく市民本位の国保事業に取り組まれるよう求めるものであります。

次に、認定第4号 令和元年度後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して保障される保険事業を目指す立場から、反対討論を行います。

度重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者締出し、重病化など、深刻な社会問題となっております。後期高齢者医療保険は、原則として医療費は1割個人負担であります。平成26年度から、70歳から74歳は2割負担となっており、70歳以上現役並みの所得者は3割に引き上げられております。政府は、財界主導により、75歳以上にも1割負担を2割負担に引き上げようとしております。お年寄りいじめの改悪は、

高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算についても、高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療制度をなくし、高齢者を含め国民の命と健康を守る医療制度に改めるよう求めるものであります。

第2に、予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努めていただきたい。

第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたい。

第4に、国の老人いじめの改悪や制度の改悪に反対し、必要な財政措置を強く求めていただきたいと思えます。収入未済額の97万8,207円の解決を求めます。

次に、令和元年度介護保険特別会計決算について、高齢者に十分な対応がされるよう、介護保険制度の実態に即した介護保険制度に改善を目指す立場から、反対討論を行います。

発足当時から、介護保険の問題として、介護認定を受けた利用者の介護サービスの負担が重いため、必要な介護サービスを辞退するケースがあります。また、介護保険の保険料の引上げ、高齢者・低所得者にとって依然として負担の重い制度となっております。平成26年6月18日に、税と社会保障の一体改悪が行われ、医療介護総合確保推進法が成立し、要支援1・2は介護保険から外され、市の包括支援事業に移行しました。

また、施設入所者は要介護3以上に制限され、一定の所得の利用者は2割負担に引き上げられ、介護保険制度の改悪が進められております。この一定所得以上の方は、平成27年8月1日から、介護サービス利用料の自己負担が2割に引き上げられております。

さらに安倍内閣は、要支援1・2と認定された方の訪問介護や通所介護を保険給付から外す関係法令の検討中であり、要支援1・2、要介護1・2と合わせれば、実に介護認定者の65%にも達する状況になります。これを外すということであれば、介護保険と呼べるものではなく、このような改悪に強く反対し、国の社会保障の一環として、介護保険制度をしっかりと守るよう強く求めていただきたいと思えます。

本市は、高齢化が進む中で、高齢者が安心して暮らせる医療、介護、福祉、住まい、生活支援サービスを総合的に進める本市の地域包括支援システムの確立を早急に図り、必要な医療、介護、高齢者福祉が推進できるよう、全力を挙げて取り組まれるように求めるものであります。介護保険制度が度重なる改悪がされている下で、本市においても介護保険事業を強める立場から、介護保険、介護サービスの基盤の整備を図り、施設入所待機者をなくし、介護認定を受けた方が必要な介護サービスが受けられるよう、保険あって介護なしと言われないように、改めて介護保険制度の充実強化を求めるものであります。収入未済額659万6,516円の解決を求めます。

次に、認定第3号 令和元年度本市熊田診療所特別会計決算について、認定第6号 令和元

年度本市農業集落排水事業特別会計決算について、認定第7号 令和元年度本市下水道事業特別会計決算について、認定第8号 令和元年度本市水道事業会計決算の認定につきましては、昨年10月より10%の消費税引上げに沿って、本市の各会計それぞれの使用料や手数料、水道料金の引上げが実施されており、これに反対するものであります。

以上、述べてまいりましたが、昨年の10月、本市は東日本台風災害の直撃を受け、住宅被害は全壊41棟、大規模半壊が53棟、半壊が64棟、一部損壊が58棟の被災を受け、さらに農地・農業用施設被害は県下で一番の水害に見舞われたところであります。台風・災害対策及び復旧・復興に当たられた職員各位に敬意と感謝を申し上げます。

その復旧・復興はまだ途中であり、さらに新型コロナウイルス感染症対策と、問題は山積しておりますが、市民生活を守る立場を貫いて、さらに奮闘を期待するものであります。今後の財政運営につきましても、引き続き地方の景気低迷の中、税収不足の折、市民が主人公の立場に立って、無理・無駄をなくし、財政再建への取組を図りながら、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場に立って推進していただくよう求めるものであります。

さらに、市民が安心・安全な災害に強いまちづくりを進めるよう期待いたしまして、市長をはじめ市職員の行財政改革、意識改革を強く求め、一層の努力を期待しまして、反対討論のまとめといたします。

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） 9番小堀でございます。私は、認定第1号 令和元年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第8号 令和元年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてまでの8議案全てを認定すべきとの立場から、賛成討論を行うものであります。

令和元年度の一般会計歳入総額は123億8,802万円余で、歳出総額は118億102万円余と、いずれも前年度比プラス。実質収支額は5億8,699万円余で、決算処分として、財政調整基金に1億4,000万円、庁舎整備基金に1億6,000万円、合わせて3億円の積立てを行ったところであります。

また、特別会計、水道事業会計の7会計の合計においても、歳入総額79億3,934万円余、歳出総額78億8,231万円余と、前年度と比較しまして、歳入はマイナス、歳出はプラスで、実質収支は5,703万円余となりました。

この結果、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.7%と、前年度より1.3%改善されました。また、健全化判断比率を表す実質公債費比率、将来負担比率ともに前年度より改善し、いずれも国の基準値を大きくクリアしており、良好な状態となっております。特に将来負

担比率については、昨年度に引き続き充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、現状においては将来に不安を残す状態でなく、健全な財政状態であると言えます。これらの財政指標は、議会への説明が義務づけられているものであります。

令和元年度の決算につきましては、本会議において全ての議員による総括質疑の後、所管の常任委員会に付託され、各担当課から詳細な聞き取りの上、慎重に審査をしてきたところです。その結果は、ただいま各常任委員長から報告のありましたとおり、全ての会計において認定すべきものとしております。

このような決算状況ではありますが、懸案材料もあります。いまだに世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症や、大型台風等の自然災害による生命の危機を伴う経済活動の低迷などです。そのほかにも、自主財源の柱である市税収入が引き続き伸び悩んでいるとともに、少子高齢化等に伴う社会保障施策に係る負担増加など、将来への不安材料があるほか、特に合併算定替の縮減による地方交付税の減額など、本市の財政運営は引き続き厳しいことが予想されるところです。

また、監査委員から指摘されているとおり、公共施設の統廃合や庁舎整備及び広域行政事務組合に対する財政負担等、今後、多大な財源不足が懸念されております。さらに教育、福祉、医療、経済、産業、安心安全など、各分野において行政需要はますます増加するところではありますが、費用対効果、スクラップ・アンド・ビルド、選択と集中などにより、将来世代に負担を残さない持続可能な市民目線による行政運営に合わせ、市長が常に口にしてしているオール那須烏山の実践に期待し、私の決算認定の賛成討論といたします。

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号から第8号までについては、既に討論を終結しておりますので、これより採決に入ります。

採決いたします。認定第1号 令和元年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和元年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和元年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、認定第5号 令和元年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和元年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。よって、認定第6号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 令和元年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第2 請願書等審査結果の報告について

○議長（久保居光一郎） 日程第2 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。常任委員会の審査の経過と結果について、総務企画常任委員会委員長相馬正典議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長相馬正典議員。

〔総務企画常任委員会委員長 相馬正典 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（相馬正典） 総務企画常任委員長、相馬でございます。私のほうから報告をさせていただきます。

去る6月2日の本会議において当総務企画常任委員会に付託され、継続審査としておりました陳情書第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書の審査の経過とその結果について御報告を申し上げます。

9月9日に、委員5名全員出席の下、第一委員会室において、陳情者から陳情の趣旨説明を受け、慎重に審査を行いました。

委員からは、「陳情の趣旨に賛同する」との意見や、「外交や安全保障に関することは国の専権事項であることから不採択としたい」との意見があり、採決を行った結果、賛成少数であったため、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（久保居光一郎） 以上で常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより常任委員会委員長報告の審査結果について、討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） ただいま総務企画常任委員長のほうから、日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本の見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書について審査結果の報告があり、不採択となったということですが、この件につきましては、平成30年7月27日に全国知事会が米軍基地負担に関する提言ということで国のほうに提言をしている内容に沿って、各地方自治体においても日本政府及び国会に対して日米地位協定の抜本の見直しを求める意見書を出してほしいと、こういう内容でございます。沖縄県をはじめとする在日米軍基地がある基地負担は大変な状況でございます、例えば様々な訓練がされておりますけれども、その周辺の地域住民は騒音や様々な不安に苦しんでいるというのが実態でございますし、米軍の軍人等がその周辺のところで様々な事件や問題を起こすということであっても、結局、治外法権ということで、なかなかその問題点を明らかにすることができないと。

さらには、我が栃木県においても、米軍輸送機オスプレイ、これはアメリカは、危険で自国では飛ばせない、こういう代物でございますが、これが沖縄だけでなく、首都圏、横田基地から青森県の三沢基地に移動するルートがありまして、本県の上空もこのオスプレイが飛び交うと、こういう事態が発生しております。さらに県南部においては、横田基地所属のC-130輸送機の訓練地域にもなっておりまして、鹿沼市をはじめ、自治体で騒音で苦情が出ていると、こういう状況でございます。

また、日本政府は在日米軍に対して様々な思いやり予算を提供しておりまして、例えば日本では40人学級と、これを何とか解消してくれと、こう要望しておりますが、米軍基地の学校は20人学級と、こういうことで、その費用は日本政府が出していると、こういうことでございまして、まさに敗戦国としての、何というか、そういうアメリカに対して押さえつけられるような、こういうことがやられておりまして、苦しんでいるのが実情でございます。

それに対して、全国知事会が問題・課題を調査するというので、米軍基地負担に関する研究会を平成28年11月に設置して、そして先ほど述べたような平成30年7月27日に、全国知事会としての米軍基地負担に関する提言というのを国に上げているわけございまして、我が那須烏山市におきましても、このような負担が沖縄だけでなく日本全土に及ぼす危険性があるわけでございますので、やはり地位協定の見直しを日本政府がアメリカに求めるというような意見書を提出すべきだということを改めて訴えまして、この報告に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 請願書等審査結果の報告について、総務企画常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書について、報告のとおり不採択とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。よって、陳情書第1号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第3 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（久保居光一郎） 日程第3 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

10番相馬正典議員。

〔10番 相馬正典 登壇〕

○10番（相馬正典） 相馬でございます。意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

ただいま上程の意見書案第1号につきましては、総務企画常任委員長並びに文教福祉常任委員長、経済建設常任副委員長の3名により提案をするものであります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は続き、国内でも緊急事態宣言解除後、再び感染者数が急増し、依然として先行きが見通せない状況にあります。社会経済活動は、段階的に回復されつつあるものの、本年は大幅なGDPの落ち込みが確実視されるなど、経済への影響は甚大であります。

これに伴い、本年度及び来年度の地方財政も、地方税、地方交付税の減収などにより巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい事態に陥ることが予想されます。

本市においても、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があると考え、関係行政庁に意見書を提出するものであります。

以上で提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決し、関係行政庁宛てに提出することに決定いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、今月1日から本日までの15日間にわたる本定例会の日程は全て終了いたしました。皆さんの御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第6回那須烏山市議会9月定例会を閉会いたします。大変御苦

皆さまでございました。ありがとうございました。

[午前11時18分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和2年11月24日

議 長 久保居 光一郎

署名議員 高 田 悦 男

署名議員 平 塚 英 教